

日本語表現法・アカデミックライティング
アカデミック・ライティング②

引用のルール・著作権

2019年10月9日

附属図書館利用支援係



国立大学法人

滋賀医科大学

SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

本日の流れ

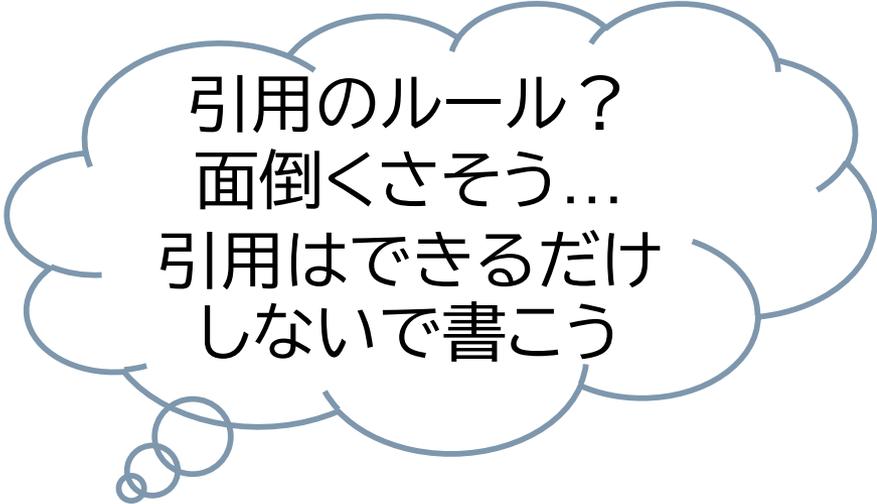
I 著作権と引用の関係

II ルールに沿った引用の方法

III 演習問題

● 小テスト

●はじめに



引用のルール？
面倒くさそう...
引用はできるだけ
しないで書こう



というわけにも
いかない

学術的文章(論文、レポートなど)
には引用が必須

学術的文章とは...

過去の知的成果を踏まえて
自分の論を展開するもの

引用により...

- 信頼性を保証し説得力を高める
- 過去の成果に対し新しい知見を加えたことを示す

感想文や
(受験の)小論文
とは違う

というわけで

学術の世界では“引用”は基本中の基本

アカデミックライティングに関するルール

法律

- 最も基本的・明示的なルール
- ここでは主に「著作権法」

研究倫理

- 研究者コミュニティが共有している作法
- 非明示的なところも

各レポートの 指示

- 先生によって細かい部分で違うことも
(論文では各雑誌に「投稿規定」あり)

etc.

守らないと？

法律

- 法律違反
- 紛争となれば罰則も

研究倫理

- 研究者として認めてもらえない
- 所属機関のルールに則って処分

各レポートの 指示

- 不可

etc.

例)STAP細胞に関する研究不正(2014)

- Nature誌発表の論文に不正(捏造、改ざん)
Nature誌「論文撤回」
理化学研究所「懲戒解雇(相当)」
- 博士論文についても不正認定
早稲田大学「学位取消し」

ルール違反をしないために...

ルールの全てを把握するというよりは
その背景にある考え方を理解しておいて
「違反かも？」と気付けるようになることが大事
⇒今回は引用のルールの考え方について
著作権法を参照しつつ紹介していきます

I 著作権と引用の関係

■ 著作権とは何か？

- **著作権法**で規定されている権利
- **著作物**を作った人(著作者)がそれを勝手に**利用**されない権利



■ 著作物とは…

「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(著作権法第二条第1項)

例えば、以下は著作物ではない

- 客観的な事実(歴史的事実など)やデータ
- アイディア
- 法律の条文(権利の目的とならない著作物)

■ 著作権は自動的に発生する

- 著作権を持つのに登録などは不要
(cf. 特許権、商標権などは登録が必要)
- 著作者が権利を譲渡、放棄していない限り
著作権は自動的に著作者のもの



■ 著作物の“利用”とは…

例えば「本を買って読む」

↑これだけではもちろん違反ではありません

権利を侵害する利用行為とは

「著作者が勝手にされて困ること」

複製

上演・演奏

改変

etc.

つまりは、

人の作ったものを勝手に(=無許諾で)使ったらダメ！

というのが著作権法

⇒しかし何でもかんでもダメというわけには…

そこで「こういう場合ならOK」という

条件が決められている

著作権の制限

(第三十条～第四十七条)

ちなみに、

人の作ったものを勝手に(=無許諾で)使ったらダメ！
の裏を返すと…

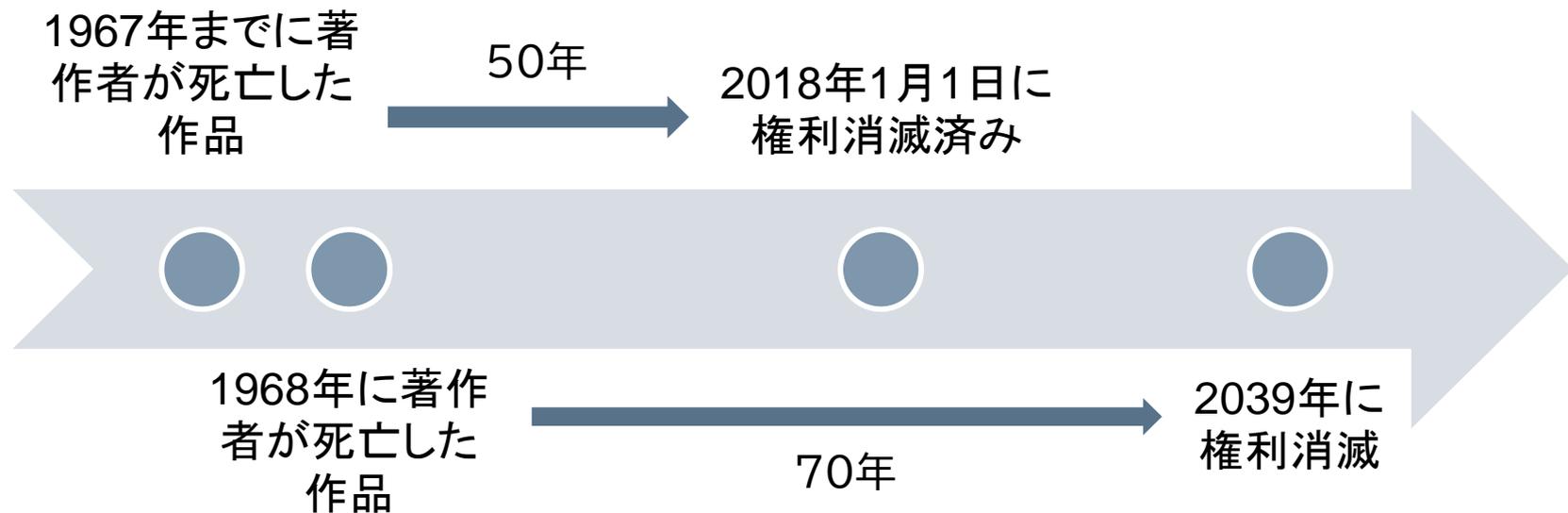
- 著作物でなければ(著作権法上は)OK
- 著作権者の許諾があればOK
 - 個別に許諾を得る
 - or 前もって著作権者が「利用可」と表明する
- 著作権が切れているもの(パブリックドメイン)はOK
 - 著作者の死後(団体名義の場合は公表後)70年で権利消滅

(参考)著作権の保護期間について

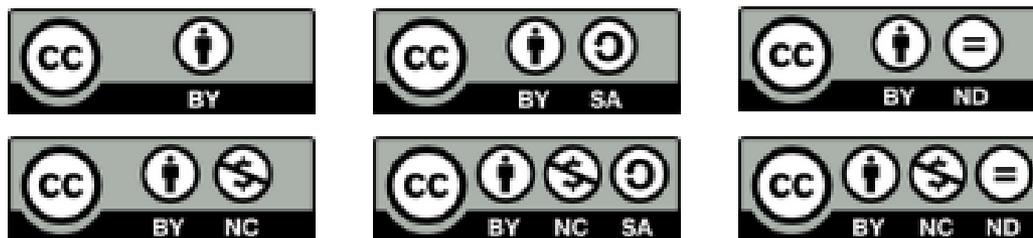
2018年の法改正により

保護期間が50年→70年に延長

しかし既に消滅している権利は復活しない



(参考)クリエイティブ・コモンズ・ライセンス



著作物にこれらのマークを表示することで
「自由に利用していいですよ」と意思表示できる

詳しくは...

クリエイティブ・コモンズ・ジャパンのサイト

<https://creativecommons.jp/licenses/>

著作権の制限

(第三十条～第四十七条)

ある条件下では他人の著作物を自由に利用できる
(= 著作者から見ると「著作権が制限される」)

例: 私的使用のための複製(第三十条)

図書館等における複製等(第三十一条)

引用(第三十二条)等々…

参考: 公益社団法人著作権情報センター

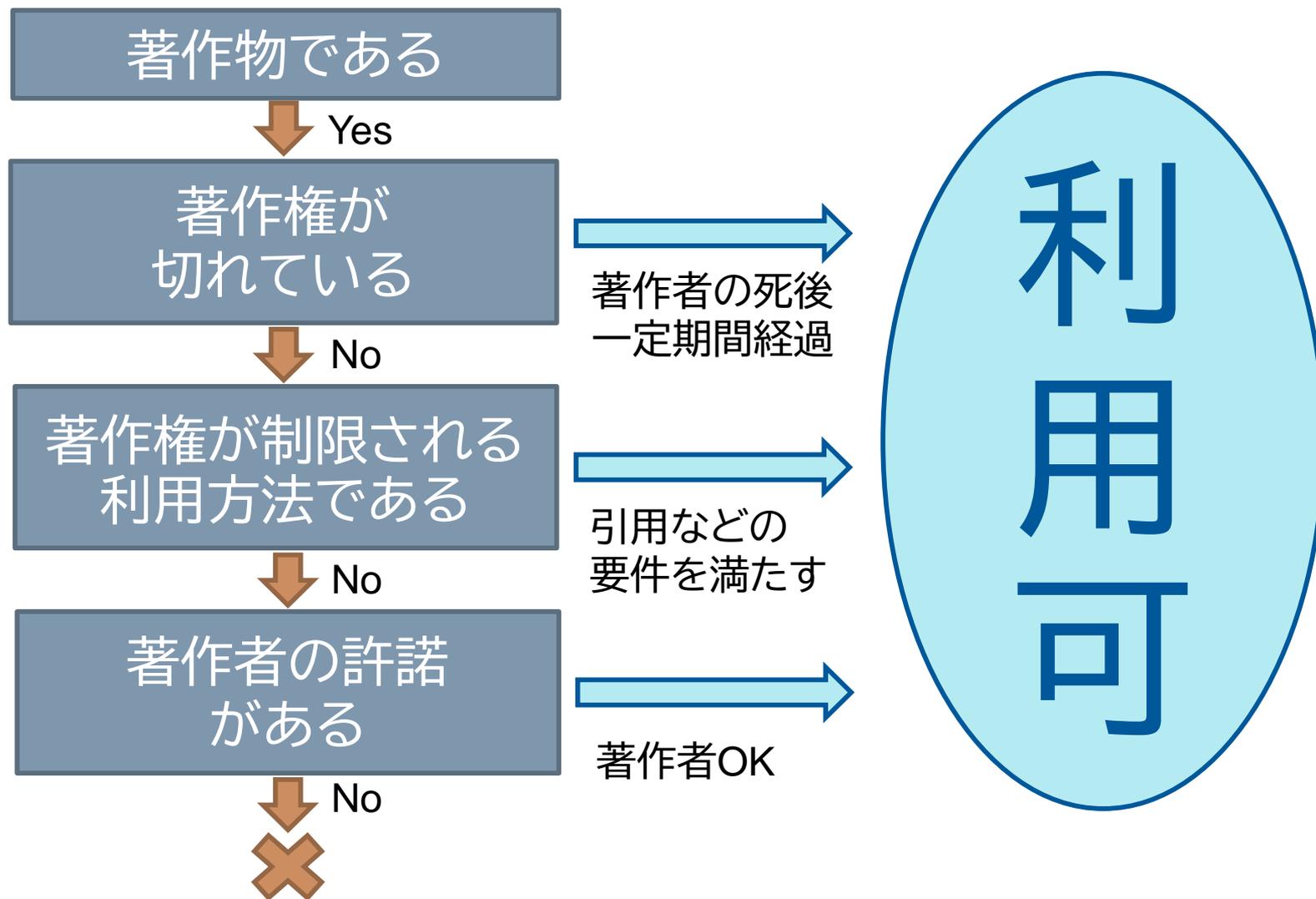
「著作物が自由に使える場合は？」

<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html>

第三十二条 引用

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、**公正な慣行**に合致するものであり、かつ、報道、批評、**研究その他の引用の目的上正当な範囲内**で行なわれるものでなければならない。

利用できるかどうかフローチャート



Ⅱ ルールに沿った引用の方法

■「引用」と見なされる要件

①主従関係

- 引用している文章が「主」で、引用されている文章が「従」となるようにする

②出所明示

- 誰が書いた文章か、どこに載っている文章かを明示する(第四十八条)

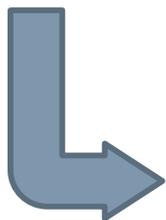
③明瞭区別性

- どこからどこまでが引用部分かはっきりと分かるようにする

①主従関係

引用している文章が「主」引用されている文章が「従」

“引用の目的上正当な範囲内”を超えない



- ・自分の論を補強する
- ・自分の論と反対の意見を示し反論する
- ・自分の論の具体例を示す etc.

文章全体として、自分の論・見解を述べているのでなければいけない

②出所明示

- 他人の文章を自分のもののように発表するのは
“盗用”であり、重大な研究不正行為
- また、引用箇所を原文にさかのぼって確認できる
よう、読者に情報提供するという意味もある

②出所明示

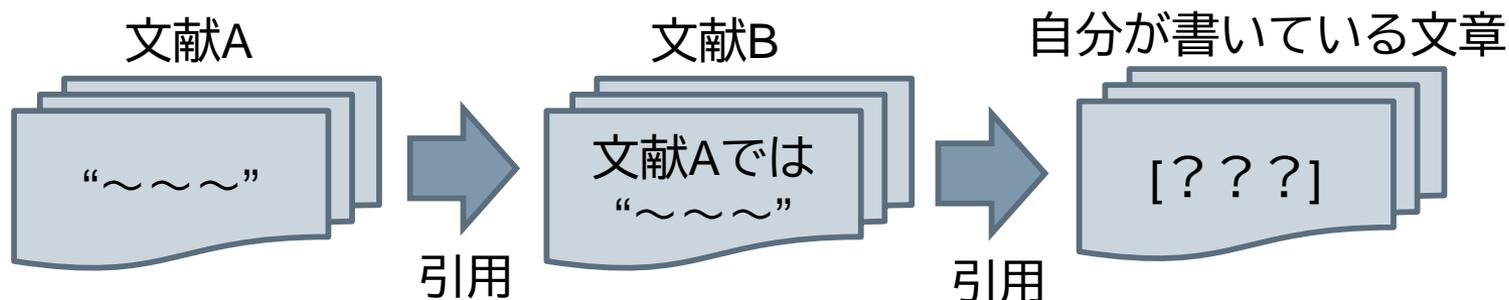
- 引用にあたっては**信頼できる情報源**を出所とすべき
⇒基本は論文・学術書などの「学術的文章」
- ネット上の情報の取り扱いには注意
⇒政府機関が出している情報(ドメインが.go.jp)などは信頼できると判断できる

②出所明示

- できるだけ**元の情報**をたどって引用する

= “**孫引き**” は可能な限り避ける

間違いや、原文の
意図が歪められる
のを防ぐため



×: (Aを確認せずに)「Aでは~~~~」

△: 「Bによると、Aでは~~~~」

○: (Aを確認して)「Aでは~~~~」

どこまで出典を示すべきか？

読んだ文献全てを参考文献として挙げる必要はない

△世界大百科事典¹⁾によるとアメリカ南北戦争は1861年に勃発し…

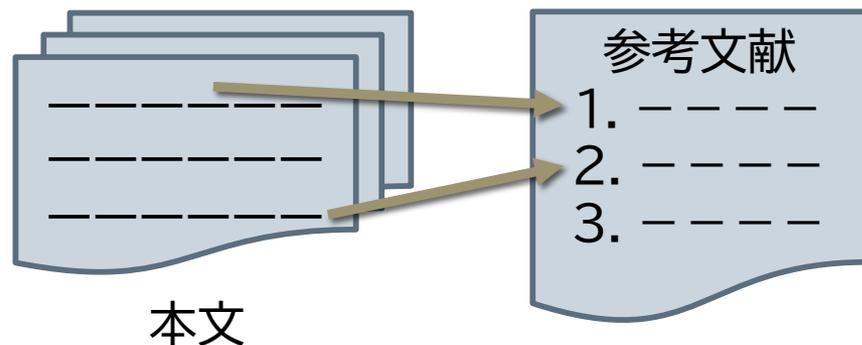
無くてよい

歴史的事実や常識
どこで調べても同じよう
なこと

他人のオリジナルな見解・研究成果を利用するときに
敬意を払って出典を示す

出典の示し方

- 「**参考文献**」のリストを文章の末尾につける
(長い論文だと各ページに脚注という形で付けることも)
- 本文と参考文献リストをリンクさせて読者がいつでも参照できるように
- リンクのさせ方が2種類
 - ハーバード方式
 - バンクーバー方式



ハーバード方式 = 著者名と年でリンク(著者年方式) (本文)

一方, 高田(2014)は, サークル集団における組織コミットメント研究(橋爪他, 1994 ; 高木, 2007)を参考にしつつも, …

(文献) アルファベット順・五十音順

高木浩人(2007). 大学生の組織帰属意識と充実感の関係(2)—組織による差異の検討— 愛知学院大学心身科学部紀要, 3, 47-54.

高田治樹(2014). 大学生サークル集団への態度の探索的検討—否定的態度を含めた態度パターンの分類— 青年心理学研究, 26, 29-46.

橋爪裕子・佐藤裕・高木修(1994). サークル集団帰属意識の研究(1)—サークルに対して抱く魅力と帰属意識— 日本社会心理学会第35回大会発表論文集, 208-209.

高田治樹・松井豊(2017). 大学生サークル集団への態度尺度の改訂および尺度構造の検討 筑波大学心理学研究, 54, 51-62. より一部改変

バンクーバー方式 = 番号でリンク

(本文)

一方、高田¹⁾は、サークル集団における組織コミットメント研究^{2) 3)}を参考にしつつも、…

(文献)

引用順

- 1) 高田治樹. 大学生サークル集団への態度の探索的検討—否定的態度を含めた態度パターンの分類—. 青年心理学研究. 2014, 26, p. 29-46.
- 2) 高木浩人. 大学生の組織帰属意識と充実感の関係(2)—組織による差異の検討—. 愛知学院大学心身科学部紀要. 2007, 3, p. 47-54.
- 3) 橋爪裕子・佐藤裕・高木修. サークル集団帰属意識の研究(1)—サークルに対して抱く魅力と帰属意識—. 日本社会心理学会第35回大会発表論文集, 1994, p. 208-209.

参考文献リストの書き方

- 一定の形式を守る(各先生の指示や、投稿規定)
特に指示の無い場合でも統一した形式で書く

ここでは「SIST※ 02」という規格に沿って
参考文献の書き方の例を見ていきます

(https://jipsti.jst.go.jp/sist/handbook/sist02_2007/main.htm)

※科学技術情報流通技術基準(SIST)

科学技術振興機構(JST)が制定している

01～14があり02では参考文献の書き方の指針を示している

参考文献リストの書き方(図書)

著者名. 書名. 版表示, 出版地, 出版者, 出版年, 総ページ数.

例) 塩田浩平. カラー図解人体発生学講義ノート. 第2版, 京都, 金芳堂, 2018, 256p.

世界医師会編. WMA医の倫理マニュアル. 2015年改訂, 東京, 日本医師会, 2016, 128p.

図書(論文集)の中の一論文の場合

著者名. “論文名”. 書名. 編者名. 出版地, 出版者, 出版年, ページ.

例) 村主朋英. “医学分野における動向”. 電子メディアは研究を変えるのか. 倉田敬子編. 勁草書房, 2000, p. 59-97.

参考文献リストの書き方(雑誌論文)

著者名. 論文名. 誌名. 出版年, 巻数(号数), ページ.

例) 兼重努. 集落地形の風水判断—西南中国、トン族の村落風水の事例から. 滋賀医科大学基礎学研究. 2007, 13, p. 19-44.

石崎大介ほか. 琵琶湖内湖を利用した垂下飼育によるセタシジミの肥育方法. 日本水産学会誌. 2017, 83(5), p. 764-768.

松下美紀, 森田健, 福田裕美. 睡眠の質を高める光. 照明学会誌. 2018, 102(5), p. 186-191.

著者が3人以上いる場合、
「[筆頭著者]ほか」とするか
カンマ(,)で繋いで全員を列挙

参考文献リストの書き方(ウェブサイト)

著者名. “ウェブページの題名”. ウェブサイトの名称. 更新日付.
入手先(URL), (入手日付).
・ブログの場合はブログ名と更新日付をいれることが好ましい

例) 塩田浩平. “埜田和史先生、植松潤治先生が第71回「保健文化賞」の受賞者に選ばれました”. 滋賀医科大学学長ブログ. 2019-09-06.
<https://sumspresident.wordpress.com/2019/9/6/>, (参照 2019-09-26).

草津市. 草津市ホームページ. <https://www.city.kusatsu.shiga.jp/>,
(参照 2019-09-26).

ウェブサイト
全体を参照

文化審議会著作権分科会. “文化審議会著作権分科会報告書(2019年2月)”.
文化庁. 2019-02. http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/r1390054_02.pdf, (参照 2019-09-26).

参考文献リストの書き方(英語文献)

書くべき項目は日本語と同じ

人名が「姓, 名」の順
になることに注意

図書

著者名. 書名. 版表示, 出版地, 出版者, 出版年, 総ページ数.

例) Alberts, B. et al. Essential Cell Biology. 5th ed., New York, Garland Science, 2019, 734p.

日本語文献→「～ほか」
英語文献→“et al.”

雑誌論文

著者名. 論文名. 誌名. 出版年, 巻数(号数), ページ.

例) Yamanaka, S. A Fresh Look at iPS Cells. Cell. 2009, 137(1), p. 13-17.

分野により色々なスタイルがあります

- **APAスタイル**(米国心理学会)社会科学分野
- **MLAスタイル**(米国現代言語協会)人文科学分野 などなど...

社会学分野の参考文献の例

Giddens, A. and C. Pierson 1998 *Conversations with Anthony Giddens*, Polity Press. (ギデنز／ピアスン 2001 松尾精文訳『ギデنزとの対話』而立書房)

名部圭一 1994 「アンソニー・ギデنزの近代社会論」『ソシオロジ』
38(3), pp. 83-100.

鈴木謙介 2005 『カーニヴァル化する社会』講談社現代新書.

二重カギ括弧は
書名／雑誌名を表す

田邊浩 2008 「再帰的近代化—A.ギデنز『近代と
はいかなる時代か?』井上俊・伊藤公雄編『社会
学ベーシックス2 社会の構造と変動』世界思想社
より一部改変

③明瞭区別性

- どこからどこまでが引用かはっきり分かるようにする

短い引用の場合

カギ括弧

著作権法は、「文化の発展に寄与することを目的と」¹⁾した法律である。

長い引用の場合

前後一行空ける

2,3字下げる

著作権法では以下のように述べている。

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。¹⁾

一字一句変えず
そのまま写して
引用することを
直接引用といいます

当たり前ですが…

引用部分を勝手に**改変**してはいけません！

第二十条 同一性保持権

著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

うまく引用するためのテクニックを以下にご紹介します

中略

原文の意図をきちんと読み取ったうえで
その意図を曲げない範囲で途中を省略して引用する

著作権法第一条では「この法律は、著作物(中略)の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」¹⁾とされている。

原文ママ

原文に誤りがあるとき

「原文のまま引用します」と意思表示する

学生アンケートでは「付属^{ママ}図書館が24時間使えるのが嬉しい」¹⁾という意見が見られた。

「—中略—」「(略)」などの表現もあり

「付属[ママ]図書館」などの表現もあり

二重カギ
括弧

原文に「」が使われていてそれを「」の中に入れたいとき
中を『』とし「『』」の形にする

(元の文章:文化庁「平成28年度国語に関する世論調査」)
「外来語・外国語の意味が分からないことがある」は、年代が
上がるに従って割合が高くなる傾向があり、…

(引用文)
「平成28年度国語に関する世論調査」によると「『外来語・外
国語の意味が分からないことがある』は、年代が上がるに
従って割合が高くなる傾向」¹⁾がある。

要約(間接引用)について

ある文献に述べられている内容を
自分の言葉で要約して引用することがある
この場合も以下のことが重要

- 原文の意図を**曲げない**
- **出典**を示し検証可能な状態にする
- 自分の意見と**区別**し**主従関係**を失わない

例えば**他人の論を要約して紹介するだけで終わる**レポート×
もちろん**出典を示さず**自分の論であるかのように書いても×

要約(間接引用)の例

直接引用ではないので
「」等は使わない

文化庁の調査では、年齢が上の世代になればなるほど、外来語の意味が分からないという経験をした人が増えるという傾向が示されている¹⁾。

間接引用の場合も
番号等で
引用元を明示する

原文の意図を曲げないように
注意して書く

まとめ① 著作権と引用

- 他人の著作物を利用するときには注意が必要
(それが“著作物”にあたるかどうかも含め)
- しかし！どんな場合でもダメというわけではない
(著作権の制限)
- 「引用」と見なせるなら他人の著作物を利用して
よい

まとめ② 引用のかた

- あくまで自分の論がメインで！
- どこから引用したのかをはっきり示す！
- どこが引用部分かをはっきり示す！

